

平成28年度横浜市市民活動支援センター事業の評価・検証について

1 趣旨

横浜市市民活動支援センター事業要綱第8条第2項の規定により、横浜市市民活動支援センター事業は、市民公益活動を取り巻く状況の変化や市民ニーズを良く捉え、必要かつ効果的な事業を行うため、定期的に事業の検証を行うこととなっています。

今回（第3期第1回）の横浜市市民協働推進委員会では、事業の検証にあたり、事業実施団体から平成28年度事業報告の説明及び質疑応答を行います。

2 事業検証の進め方

横浜市市民活動支援センター事業（運営事業及び自主事業）の検証は、次のとおり行います。

開催時期	委員会/部会 (注)	内容
平成28年 3月	委員会	○次年度事業実施継続についての審議及び事業評価（運営事業・自主事業） 事業実施団体から、平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画（案）について説明及び質疑応答 ※委員会は事業報告及び事業計画（案）の説明及び質疑応答の内容を踏まえ、事業評価報告書を作成
9月	部会	○平成28年度事業の中間振り返り（運営事業・自主事業） 事業実施団体から事業経過について報告し、団体間及び部会委員との間での意見交換等
9月	委員会	○平成28年度事業の中間振り返り結果の報告（運営事業・自主事業） 中間振り返り結果（意見交換内容、提案等）を事務局から報告
平成29年 2月	委員会	○次年度事業実施継続についての審議及び事業評価（運営事業・自主事業） 事業実施団体から、平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画（案）について説明及び質疑応答 ※委員会は事業報告及び事業計画（案）の説明及び質疑応答の内容を踏まえ、事業評価報告書を作成
6月13日	部会	○事業評価報告書の確認（次年度継続事業） 委員会が作成した事業評価報告書について、事務局から報告
6月	委員会	●平成28年度終了事業についての事業評価（自主事業） 事業実施団体から、平成26年度から28年度の事業実施報告及び質疑応答 ※委員会は事業報告及び質疑応答の内容を踏まえ、事業評価報告書を作成 ○平成29年度事業計画の説明 新規自主事業実施団体から、事業計画について説明及び質疑応答

(注) 委員会：横浜市市民協働推進委員会 部会：市民活動支援センター事業部会

裏面あり

3 平成 28 年度事業報告

横浜市市民活動支援センター事業（自主事業）について、事業実施団体から、平成 28 年度事業報告と質疑応答を次のとおり行います。

時間	事業分野／事業名称等	団体名等
(15 分)	○横浜市市民活動支援センター自主事業部門（補助事業：3 か年度） 「みんなで作る！『Spice+（スパイスプラス）』若者の参加による現場体験データベースの作成とマッチングと協働の仕組みづくり」	特定非営利活動法人 アクションポート横浜
(15 分)	○横浜市市民活動支援センター自主事業部門（補助事業：3 か年度） 「地元企業を核とした地域課題解決力を高め合うコミュニティ作り」	特定非営利活動法人 エティック

4 事業評価

事業報告及び質疑応答の内容を踏まえ、「横浜市市民活動支援センター事業評価基準」（【資料 4-4】）に基づき、事業評価をお願いします。

5 その他

横浜市市民活動支援センター事業については、市民協働条例第 15 条の規定に基づき、横浜市と事業実施団体が、協働事業としての成果、役割分担等について相互に評価を行います。

相互評価の結果については、次回の委員会において報告します。

6 関連規程

(1) 横浜市市民活動支援センター事業要綱（第 8 条第 2 項）

本事業の実施にあたっては、市民公益活動を取り巻く状況の変化や市民ニーズを良く捉え、必要かつ効果的な事業を行うため、定期的に検証を行うものとする。

(2) 横浜市市民活動支援センター事業の検証に関する取扱要領

(第 4 条) 事業の検証は、委員会が、別に定める「横浜市市民活動支援センター評価基準」に基づき行うものとする。

2 検証にあたっては、事業実施主体から提出される事業提案書及び事業報告書に基づき行うものとする。なお必要に応じて、事業実施主体からの説明及び事業実施主体に対するヒアリングを行うものとする。

(第 5 条) 委員会は、検証結果等について、横浜市に対し報告を行うものとする。

2 横浜市は、報告を受けた内容の概要について、事業実施主体に対し通知を行うとともに、市民に対する公表を行うものとする。

3 横浜市は検証の結果を受け、必要に応じて改善に向けた協議を事業実施主体と行うものとする。

(3) 横浜市市民協働条例（第 15 条）

市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後（当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後）に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。

2 前項の規定により評価を行った場合には、当該評価を公表するものとする。